

京都市告示第 16 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づき、元離宮二条城の歳入の納付事務に係る指定納付受託者について、次のとおり告示します

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 指定納付受託者の名称及び所在地

(1) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

(2) 三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

世界遺産・二条城一口城主募金事業に係る寄付金

(元離宮二条城事務所)